

# 金融円滑化に対する当金庫の取組状況

平成27年11月13日

高岡信用金庫

## 金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

### 高岡信用金庫

平成21年12月に施行されました中小企業金融円滑化法は、平成25年3月に期限が到来いたしました。当金庫においては、今後もこれまで同様に協同組織理念の原点である相互扶助の精神のもと、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

#### 【取組み方針】

1. 中小企業のお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、真摯に受け止め、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、きめ細かく相談に応じます。
2. 住宅ローンご利用のお客様から条件変更の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けてお客様の財産や収入の状況を勘案しつつ、きめ細かく相談に応じます。
3. お客様の経営状況等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うために、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます。
4. 貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、お取引先に対して必要な助言を行います。
5. 貸出条件の変更の申込みをお断りする場合には、これまでのお取引関係やお客様の知識などを踏まえ、お断り理由を具体的かつ丁寧に説明します。
6. 貸出条件の変更等を行った後であっても、必要資金についてはご相談に応じます。
7. お客様からの与信取引に関する問い合わせ、相談、要望および苦情等には真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客様の視点に立った業務のあり方を検討し、たゆまぬ改善に努めます。
8. その他、金融円滑化に必要な態勢を整備し、適切なリスク管理態勢のもと迅速かつ積極的な金融仲介機能を発揮すると同時に、金融円滑化の状況等について適正に開示します。
9. 経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫では本ガイドラインを自発的に尊重し、遵守してまいります。

#### 【他の金融機関との緊密な連携】

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸出条件の変更等の申し出があった場合には、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図ります。なお、その際には守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど緊密な連携を図りながら、お客様の資金繰りや金融の円滑化に努めてまいります。

当金庫は、上記取組み方針を円滑に実施するため、必要な態勢整備を図っております。

#### 【金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備】

##### 1. 支援体制について

###### (1) 金融円滑化に関する本部の体制について

融資担当役員を委員長とする「金融円滑化推進委員会」を設置し、地域金融の円滑化への取組みや、ご相談体制をより一層、強化充実させてまいります。

- ・委員長（兼金融円滑化統括管理責任者） … 融資担当役員
- ・金融円滑化管理責任者 … 融資部長
- ・委員 … 融資部、営業推進部、監査部、  
コンプライアンス部、人事部、  
の各部長

###### (2) 金融円滑化に関する営業店の体制について

支店長を金融円滑化に関する責任者とした、中小企業金融円滑化の支援体制を整備しました。

- ・金融円滑化責任者 … 支店長
- ・金融円滑化担当者 … 融資担当役員
- ・苦情相談責任者 … 支店長

##### 2. 当金庫内部で行う支援措置

- (1) 本部において「金融円滑化推進委員会」を設置し諸施策を検討しました。
- (2) 各営業店に「ご返済相談窓口」を設置しました。
- (3) 「金融円滑化管理方針・管理規程・管理マニュアル」を策定しました。
- (4) 営業店ではお客様から貸付条件変更等の相談や申込等を受けた場合には、その対応の実態について具体的な記録を作成し、原本を専用ファイルに保管し、5年間保存いたします。
- (5) 金融円滑化統括管理責任者は、金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常勤役員会及び監事等に対して報告を行っております。
- (6) 当金庫の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでおります。
- (7) 融資部企業支援課によるお客様の経営改善計画策定支援やフォローを通じて、経営改善支援を行っております。

#### 【苦情・相談体制】

##### 1. ご相談内容

- ・事業資金に係る資金繰り、ご返済条件変更等のご相談
- ・住宅ローンのご返済条件変更等のご相談

## 2. 対象のお客様

- ・当金庫で事業資金融資をご利用頂いているお客様
- ・当金庫で住宅ローンをご利用頂いているお客様

## 3. ご相談窓口

### (1) 営業店のご相談窓口

- ・営業店 現在お取引いただいている各支店にお申し出ください。
- ・設置場所 各支店
- ・受付方法 ご来店、お電話 等
- ・受付時間 平日 9:00～15:30
- ・電話番号 店舗一覧をご覧ください。

### (2) 本部のご相談窓口

- ・設置場所 融資部
- ・受付方法 お電話
- ・受付時間 平日 9:00～15:30
- ・電話番号 0766-23-1224 (直通)

※ なお、ご返済条件の変更等に関する苦情・要望については、各営業店の苦情相談責任者または次のご相談窓口をご利用ください。

コンプライアンス部 電話番号 0766-24-0360 (直通)

## 【中小企業者の事業についての改善または再生のための支援体制】

1. 継続的な訪問等を通じて、お客様の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と管理を行ってまいります。
2. きめ細やかな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業再生・事業再生に取り組んでまいります。
3. 当庫の情報機能やネットワークを活用し、ビジネスマッチングやM&Aに関する情報提供等の支援に取り組んでまいります。
4. ライフサイクル（創業、新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じたきめ細かい支援を行ってまいります。
5. 中小企業に適した資金提供手法の徹底に取り組んでまいります。
6. 経営改善支援先に対し、経営改善計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導を行う等の経営改善に向けた働きかけを行ってまいります。

7. 貸出条件緩和債権に該当する場合でも、安易にお客様の要望を謝絶することなく、適切に経営改善計画等の策定支援を行ってまいります。
8. お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人様からの経営者保証ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

以上

## (別紙4)

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

|                          | 平成25年<br>6月末 | 平成25年<br>9月末 | 平成25年<br>12月末 | 平成26年<br>3月末 | 平成26年<br>6月末 | 平成26年<br>9月末 | 平成26年<br>12月末 | 平成27年<br>3月末 | 平成27年<br>6月末 | 平成27年<br>9月末 | 平成27年<br>12月末 | 平成28年<br>3月末 | 平成28年<br>6月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 6,308        | 6,706        | 7,130         | 7,486        | 7,905        | 8,283        | 8,682         | 9,118        | 9,589        | 9,968        |               |              |              |
| うち、実行に係る貸付債権の数           | 6,012        | 6,458        | 6,873         | 7,237        | 7,608        | 8,011        | 8,434         | 8,845        | 9,266        | 9,682        |               |              |              |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数           | 78           | 90           | 91            | 95           | 95           | 95           | 95            | 95           | 97           | 97           |               |              |              |
| うち、審査中の貸付債権の数            | 94           | 34           | 40            | 28           | 72           | 46           | 21            | 44           | 72           | 54           |               |              |              |
| うち、取下げに係る貸付債権の数          | 124          | 124          | 126           | 126          | 130          | 131          | 132           | 134          | 134          | 135          |               |              |              |

## (別紙5)

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

|                          | 平成25年<br>6月末 | 平成25年<br>9月末 | 平成25年<br>12月末 | 平成26年<br>3月末 | 平成26年<br>6月末 | 平成26年<br>9月末 | 平成26年<br>12月末 | 平成27年<br>3月末 | 平成27年<br>6月末 | 平成27年<br>9月末 | 平成27年<br>12月末 | 平成28年<br>3月末 | 平成28年<br>6月末 |
|--------------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 170          | 178          | 181           | 183          | 186          | 192          | 193           | 194          | 197          | 199          |               |              |              |
| うち、実行に係る貸付債権の数           | 128          | 137          | 139           | 141          | 142          | 145          | 147           | 148          | 151          | 153          |               |              |              |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数           | 11           | 11           | 11            | 12           | 12           | 12           | 13            | 13           | 13           | 13           |               |              |              |
| うち、審査中の貸付債権の数            | 2            | 0            | 1             | 0            | 1            | 3            | 1             | 1            | 0            | 0            |               |              |              |
| うち、取下げに係る貸付債権の数          | 29           | 30           | 30            | 30           | 31           | 32           | 32            | 32           | 33           | 33           |               |              |              |